

(参考) 中小企業者要件についての確認事項

事業形態（法人 A、法人 B、個人事業者）に応じて、次ページからの①～⑩のいずれかに該当する場合は、本支援金の対象外となります。該当する項目がないかご確認ください。

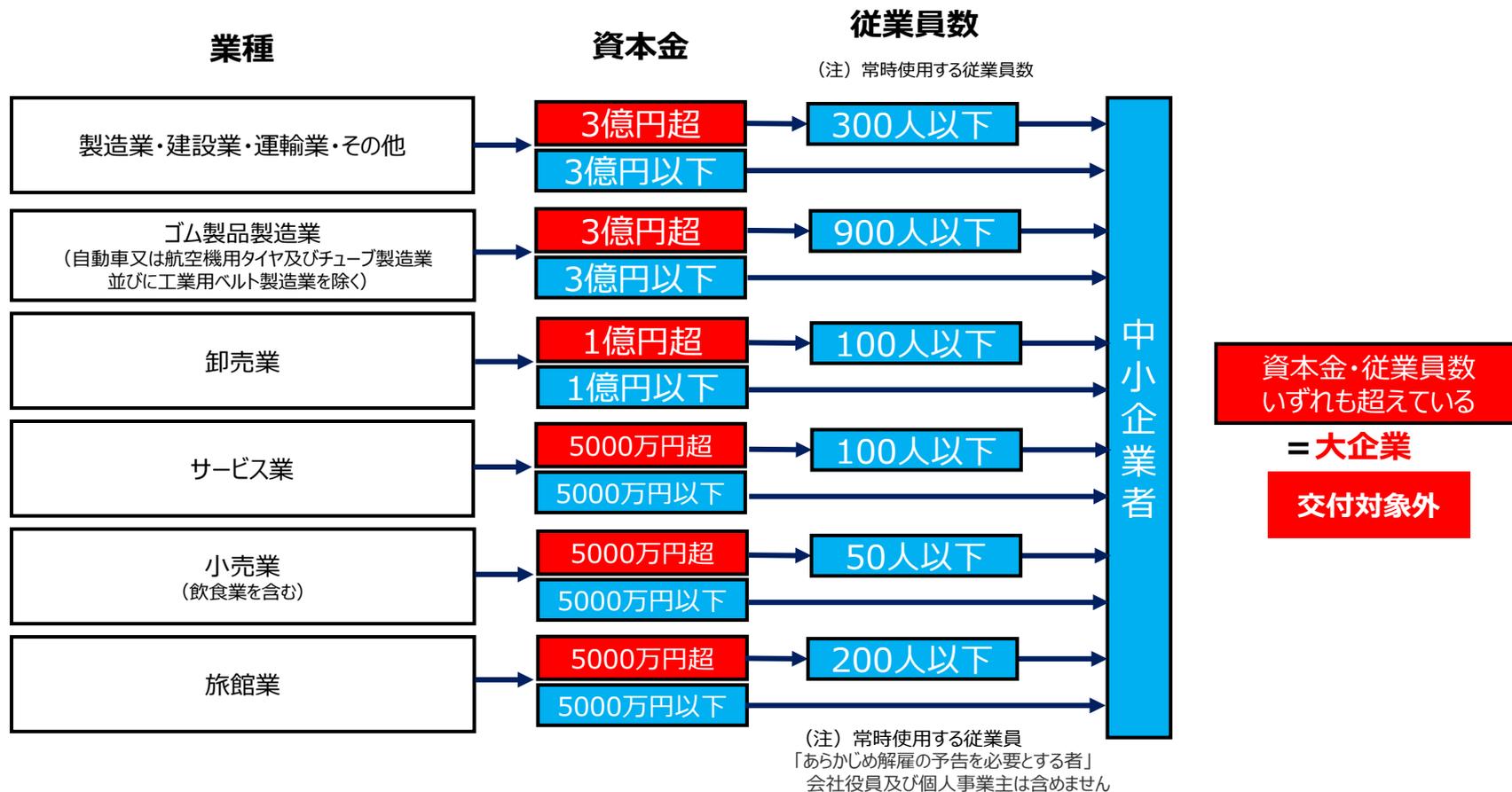
●法人A：株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社 ※士業法人含む
①～⑦（p1～7）のいずれかに該当する場合は本支援金の交付対象外となります。

●法人B：公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人、
農業法人など
⑧⑨（p8～11）のいずれかに該当する場合は本支援金の交付対象外となります。

●個人事業者
⑩（p12）に該当する場合は本支援金の交付対象外となります。

【法人A：株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社 ※士業法人含む】

①資本金及び従業員数がともに申請受付要項「2 対象事業者」に記載の業種別の数字を上回る法人である



【法人A：株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社 ※士業法人含む】

② 大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している

該当するケース（例）

※自治体等の公的機関も大企業とみなします

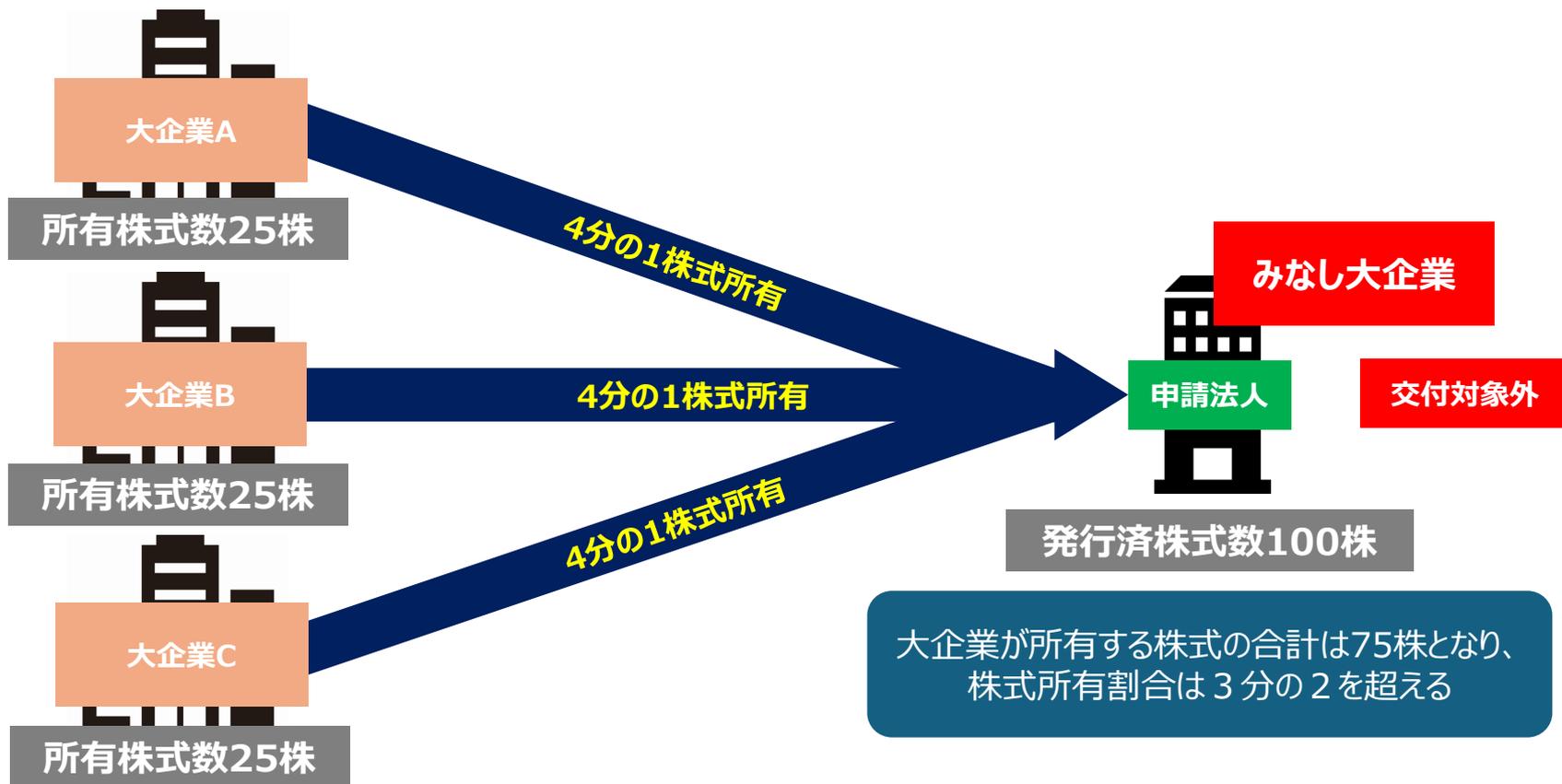


【法人A：株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社 ※士業法人含む】

③大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している

該当するケース（例）

※自治体等の公的機関も大企業とみなします

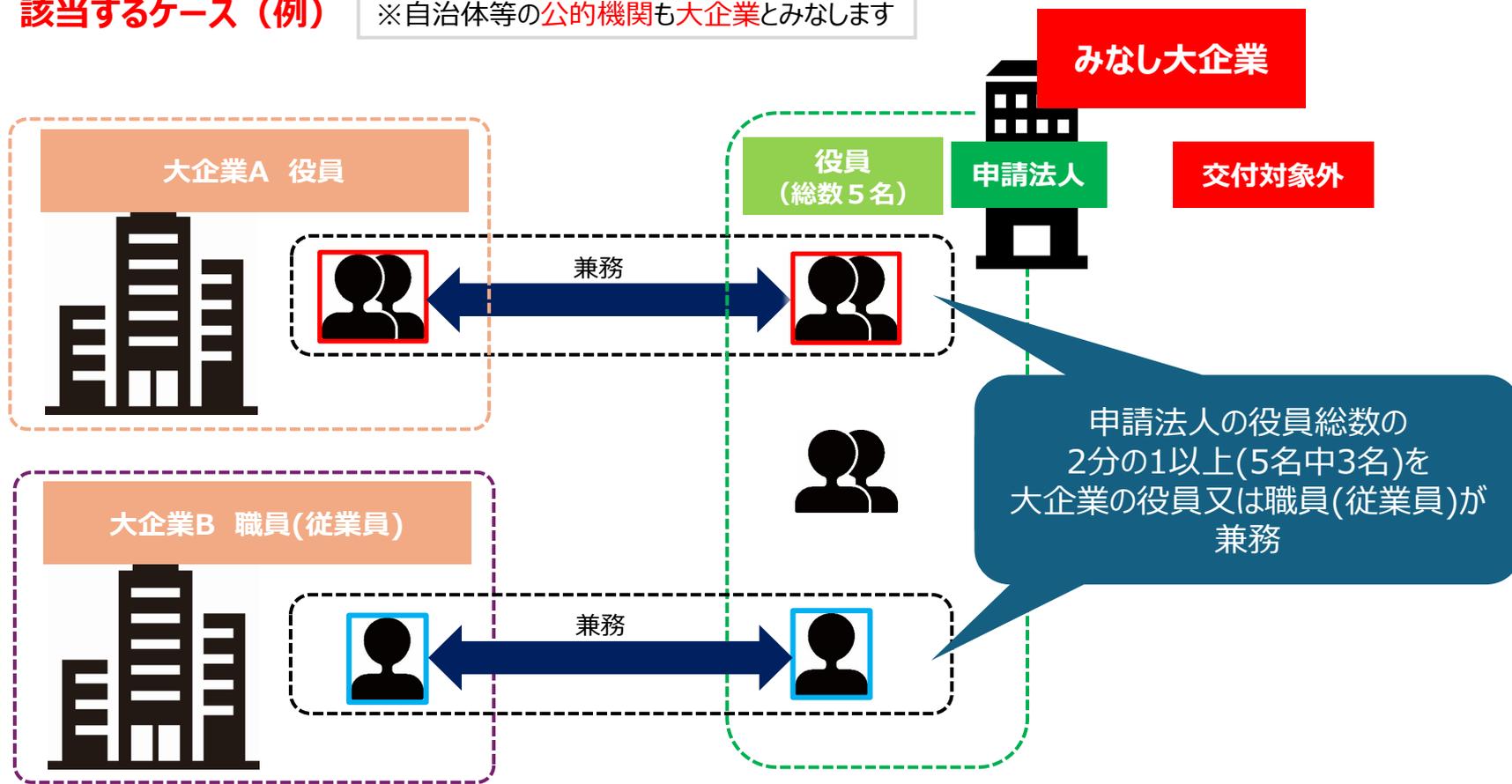


【法人A：株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社 ※士業法人含む】

④役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している

該当するケース（例）

※自治体等の公的機関も大企業とみなします



【法人A：株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社 ※士業法人含む】

⑤ 上記②～④の中小企業者が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している

該当するケース（例）

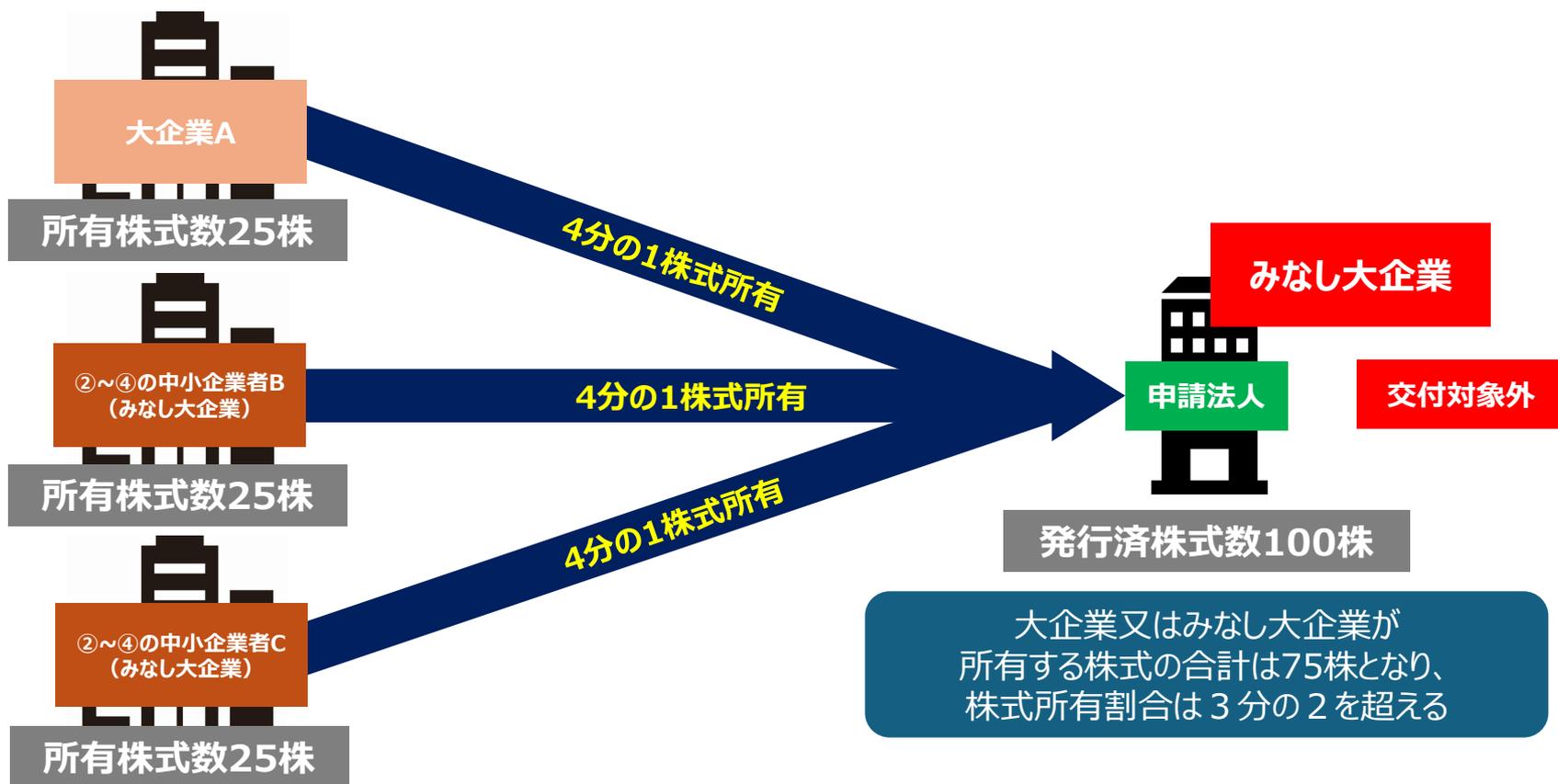


【法人A：株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社 ※士業法人含む】

⑥大企業又は上記②～④の中小企業者が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している

該当するケース（例）

※自治体等の公的機関も大企業とみなします

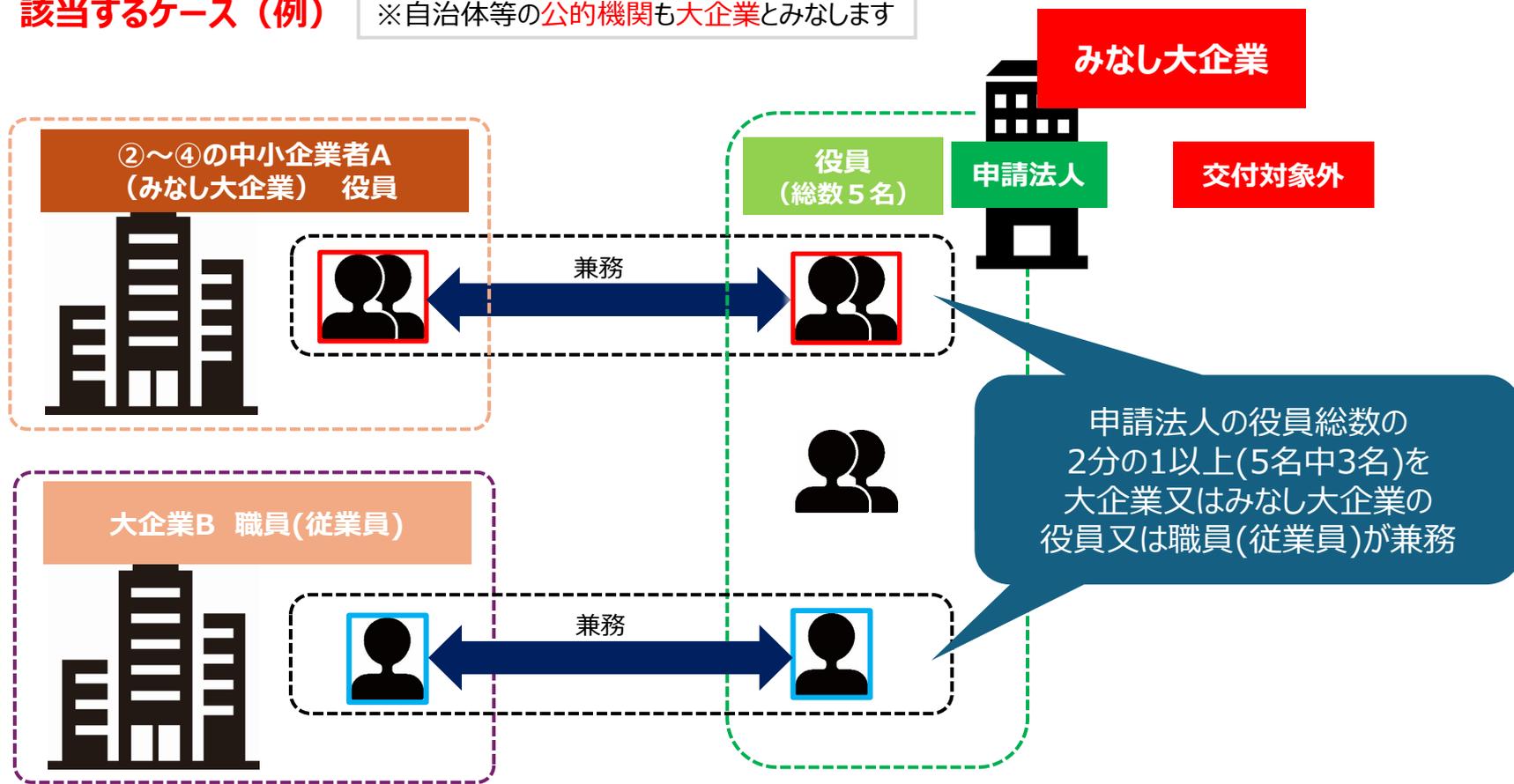


【法人A：株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社 ※士業法人含む】

⑦役員総数の2分の1以上を大企業又は上記②～④の中小企業者の役員又は職員が兼務している

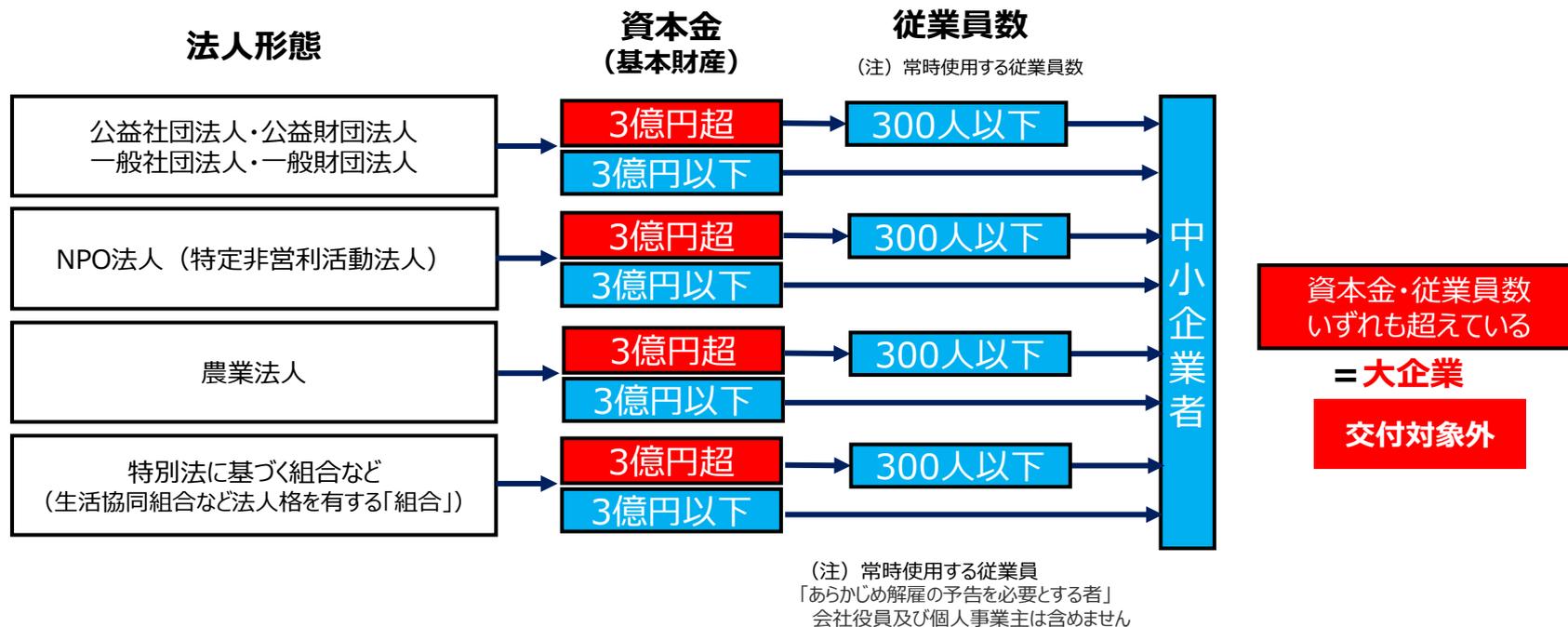
該当するケース（例）

※自治体等の公的機関も大企業とみなします



【法人B：公益社団法人,公益財団法人,一般社団法人,一般財団法人,NPO法人,農業法人など】

⑧資本金の額（公益法人等の場合は、基本財産の額）が3億円超かつ常時使用する従業員の数が300人超の法人である



【法人B：公益社団法人,公益財団法人,一般社団法人,一般財団法人,NPO法人,農業法人など】

⑨大企業が実質的に経営に参画している法人である

・大企業又は上記②～④の中小企業者が単独で出資総額の2分の1以上を出資している

該当するケース（例）

※自治体等の公的機関も大企業とみなします

※財団法人・社団法人・NPO法人等の資本金制度がない場合は該当しません
(自治体等の公的機関の外郭団体等は除く)



【法人B：公益社団法人,公益財団法人,一般社団法人,一般財団法人,NPO法人,農業法人など】

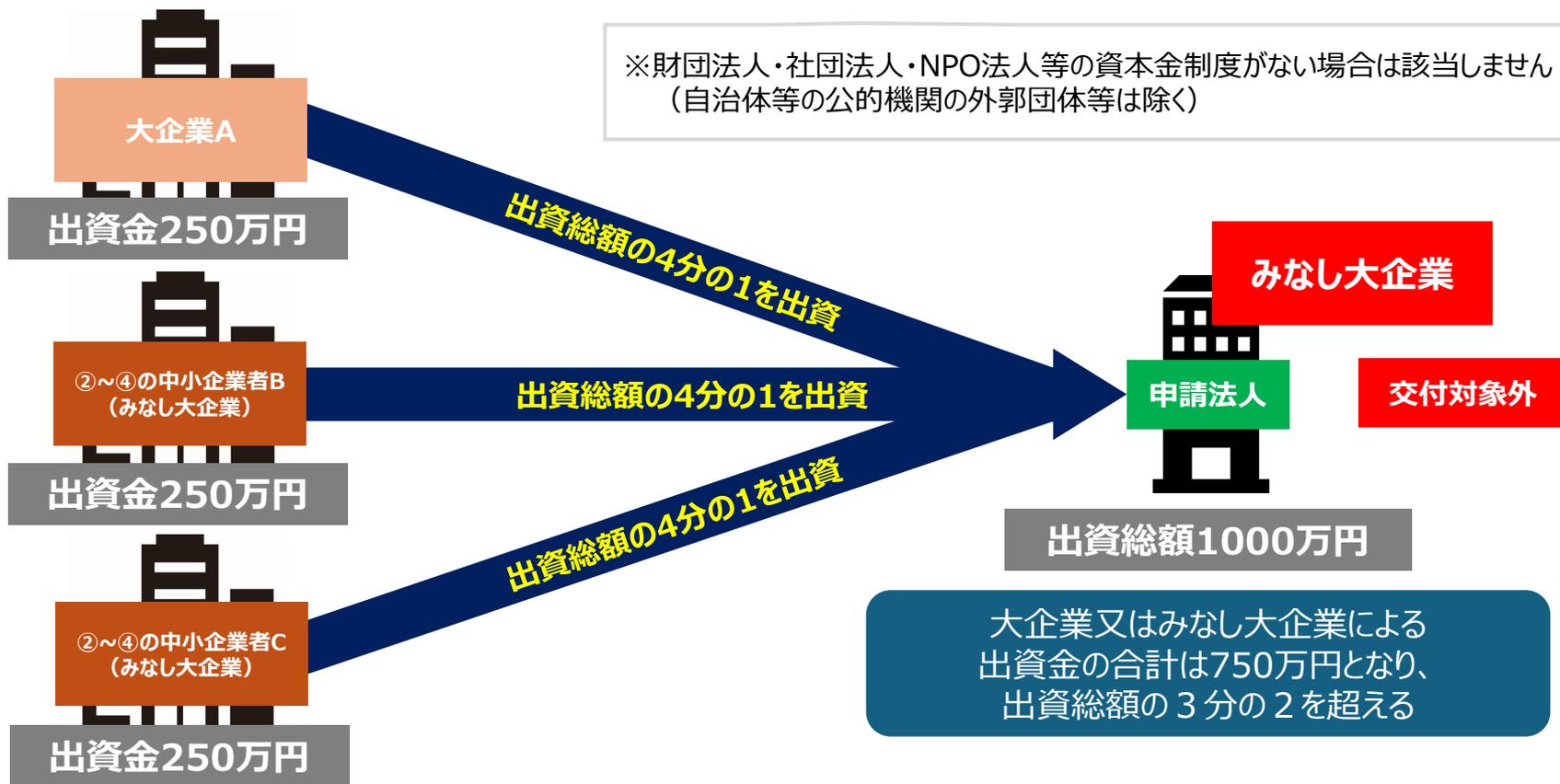
⑨大企業が実質的に経営に参画している法人である

・大企業又は上記②～④の中小企業者が複数で出資総額の3分の2以上を出資している

該当するケース（例）

※自治体等の公的機関も大企業とみなします

※財団法人・社団法人・NPO法人等の資本金制度がない場合は該当しません
(自治体等の公的機関の外郭団体等は除く)



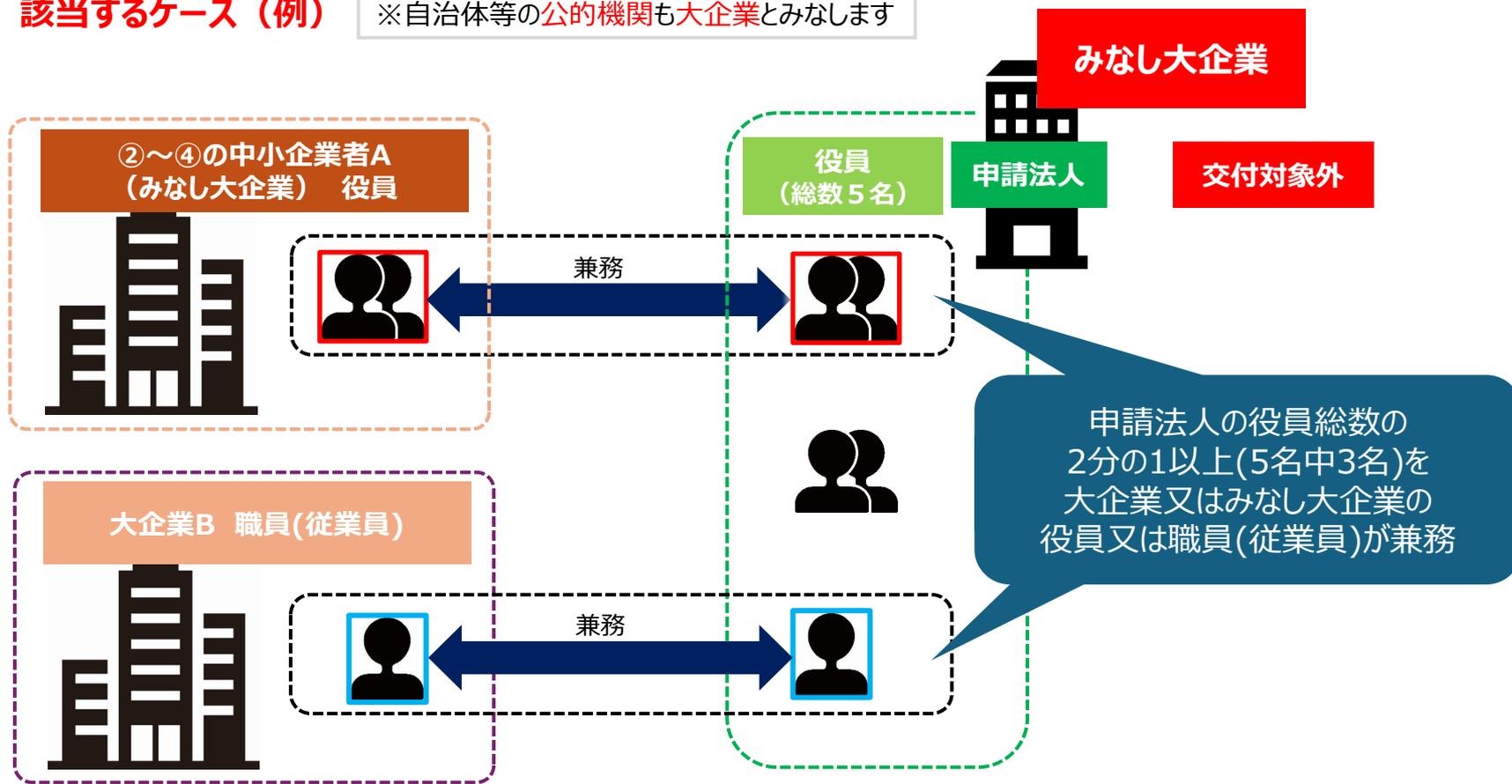
【法人B：公益社団法人,公益財団法人,一般社団法人,一般財団法人,NPO法人,農業法人など】

⑨大企業が実質的に経営に参画している法人である

・役員総数の2分の1以上を大企業又は上記②～④の中小企業者の役員又は職員が兼務している

該当するケース（例）

※自治体等の公的機関も大企業とみなします



【個人事業者】

⑩ 従業員数が申請受付要項「2 対象事業者」に記載の業種別の数字を上回る個人事業者である

